

# 【小規模企業共済】

## 掛金月額の減額手続き締切日

掛金月額の減額手続き締切日は、月により異なります。

直近の締切日は下記のとおりです。締切日までに中小機構に『掛金月額変更(増額・減額)申込書(様式小 102-1)』が到着するよう、お手続きください。

オンラインで減額申込みされる場合は、手続き締切日の当日中にオンラインサイト上で申込みを完了してください。

減額申込月	手続き締切日
令和 6 年 3 月	令和 6 年 3 月 25 日(月)
令和 6 年 4 月	令和 6 年 4 月 23 日(火)
令和 6 年 5 月	令和 6 年 5 月 27 日(月)
令和 6 年 6 月	令和 6 年 6 月 24 日(月)

<ご注意ください>

上記は、掛金月額の[減額]手続きの締切日です。同じ申込書(『掛金月額変更(増額・減額)申込書(様式小 102-1)』)を使用する[増額]手続きの締切日とは異なりますのでご注意ください。